

2 軽自動車税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

(1) 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者です。（割賦販売等で売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は使用者に課税されます）

毎年4月1日（賦課期日）現在、石狩市内に定置場がある軽自動車等の納税義務者に課税されます。なお、自動車税（種別割）と異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車や名義変更等をした場合は、4月1日現在の納税義務者が当該年度の税金を全額納めていただくこととなります。4月2日以降に所有された場合は当該年度分の軽自動車税（種別割）は課税されません。

(2) 軽自動車税（種別割）の税率表

ア 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

区 分		令和7年度の税率
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下(ミニカーを除く) 総排気量125cc以下で最高出力が4.0kW（5.4ps）以下	2,000円
	特定小型原動機付自転車 原動機付自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次の要件すべてを満たすもの ・原動機の定格出力が0.6kW以下 ・長さ1.9m以下、幅0.6m以下かつ最高速度時速20km/h以下	2,000円
	総排気量50cc超～90cc以下または定格出力0.6kW超～0.8kW以下	2,000円
	総排気量90cc超～125cc以下または定格出力0.8kW超～1.0kW以下	2,400円
	ミニカー 次の要件をすべて満たすもの ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ車輪間の距離が50cm以下の三輪（屋根付三輪）及び特定小型原動機付自転車を除く ・3輪以上のもの ・総排気量20cc超50cc以下または定格出力0.25kW超0.6kW以下 ・車室を備えている、または輪距が0.5m超える	3,700円
軽自動車	二輪車（トレーラ）	3,600円
	軽二輪車（125cc超250cc以下）	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの（トラクター、コンバイン、田植機、農耕作業用トレーラなど）	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

イ 三輪及び四輪以上の軽自動車

初度検査年月は、車検証で確認できます。

車種区分			令和7年度の税率		
			重課 ^{※1}	旧標準税率	標準税率
			初度検査年月が平成24年3月以前	初度検査年月が平成24年4月～平成27年3月	初度検査年月が平成27年4月以降 ^{※2}
三輪			4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※1 初年年度検査年月から13年を超える軽自動車対象です。

なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電池併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

※2 初度検査年月が令和5年4月～令和8年3月までの軽自動車はグリーン化特例（軽課）の対象となる場合があります。グリーン化特例の対象となる要件及び特例適用後の税率は次の表のとおりです。燃費基準の達成状況については、軽自動車の自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

車種区分			令和7年度の税率		
			(A) 標準税率の概ね75% 軽減	(B) [*] 標準税率の概ね50% 軽減	(C) [*] 標準税率の概ね25% 軽減
三輪			1,000円	2,000円 営業用乗用のみ	3,000円 営業用乗用のみ
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	対象外	対象外
	貨物用	営業用	1,000円	対象外	対象外
		自家用	1,300円	対象外	対象外

(A) 電気軽自動車、燃料電池軽自動車または天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減車または平成30年排出ガス規制適合車）

(B) 令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準90%達成車

(C) 令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※ (B) 及び (C) はガソリン車（ハイブリッド車を含む）であり、平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減を達成している車両に限ります。

(3) 納税証明書（車検用）について

令和5年1月から、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車税納付確認システム（軽JNKS（ケイジェンクス））により、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる運用が開始されています。これにより、軽自動車の継続検査窓口で納税証明書を提示することが原則不要となっており、また、納税証明書を紛失した場合に必要なであった納税証明書の再発行手続きも不要となっています。ただし、納税証明書が必要な場合もあります。

※納税証明書が必要な場合

- ・軽自動車税（種別割）を納付後すぐに車検等を受ける場合
- ・納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで概ね1か月程度の日数を要する場合があります。
- ・対象車両に軽自動車税（種別割）の未納がある場合
- ・名義変更（中古車購入など）直後の場合

※従来のとおり、軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書の納税証明書（車検用）に領収印が押され、「滞納なし」の表示があるものを車検時に使用することも可能です。

(4) 軽自動車税（環境性能割）について

新車・中古車を問わず三輪以上の取得価格が50万円を超える軽自動車を取得された際に、取得価格に下記税率を乗じた額が課税されます。適用される税率は燃費基準値の達成度に応じて決定されます。軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間、北海道が賦課徴収を行います。

ア 【乗用】軽自動車税（環境性能割）税率表

対象・要件等		税率（令和7年4月1日以降）	
		自家用	営業用
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合） 		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリット車を含む）※	令和12年度燃費基準80%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準70%以上達成	2%	1%
上記以外の車両		2%	2%

※ガソリン車（ハイブリッド車含む）は、平成17年排出ガス規制75%低減達成車両または平成30年排出ガス規制50%低減達成車両に限ります。

イ 【貨物用】軽自動車税（環境性能割）税率表

対象・要件等		税率（令和7年4月1日以降）	
		自家用	営業用
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合） 		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）※	令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成車	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準95%達成車	2%	1%
上記以外の車両		2%	2%

※ガソリン車（ハイブリッド車含む）は、平成17年排出ガス規制75%低減達成車両または平成30年排出ガス規制50%低減達成車両に限ります。

(5) 申告先

軽自動車等の所有者となった場合またはその所有者が石狩市内に転入した場合は15日以内に、廃車や売却等により軽自動車等を所有しなくなった場合、軽自動車等の定置場が石狩市外に変更になった場合に30日以内に申告してください。

また、軽自動車等の定置場に変更がなくても転出や転居により届出時から住所が変更になっている場合は、郵便物等が届かない事があるので住所変更の届出等を必ずお願いします。

なお、車種により必要書類等が変わりますので、次の表の申告先にお問い合わせください。

車種	申告先
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車 	<ul style="list-style-type: none"> 石狩市役所税務課市民税担当 TEL：0133-72-3119（本庁舎） 厚田支所市民福祉課市民生活担当 TEL：0133-78-2886 浜益支所市民福祉課市民生活担当 TEL：0133-79-2112 <p>※必要書類等は市ホームページをご確認ください。 暮らしの情報＞税金＞市税に関する手続・書類＞税の届出・申告 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zeimu/16014.html</p>
<ul style="list-style-type: none"> 三輪・四輪の軽自動車 二輪車（トレーラ） 	札幌地区軽自動車協会（札幌市北区新川5条20丁目） TEL：011-768-3955
<ul style="list-style-type: none"> 軽二輪車 （125cc超250cc以下） 二輪小型自動車 （250cc超） 	札幌地区自家用自動車協会（札幌市東区北30条東1丁目1-1） TEL：011-721-8201

(6) 軽自動車税（種別割）の減免申請について

ア 障がいのある方のために使用する軽自動車

障がいのある方もしくは同一生計にある方が所有する軽自動車ですら障害のある方のために使用する軽自動車については、申請することで軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。

ただし、軽自動車税（種別割）の減免は障がいのある方、一人につき一台のみとなります。既に普通自動車で減免が適用されている場合は軽自動車税（種別割）の減免を受けることはできません。また、事業用（営業用）は減免対象外です。

イ 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車

車検証に車体の形状が「車いす移動車」と記載されているなど専ら障がいのある方のために使用されるものであることが認められる軽自動車については、申請することで軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。

詳しくは税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。